

平成25年(ワ)第1992号、平成26年(ワ)第422号、平成27年(ワ)  
第517号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国 ほか1名

被告国第9準備書面（要旨）

平成28年4月20日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水眞人



今村 弘



帆足智典



鈴木優香子



原田 剛



田中 宏



中野雅康



竹原友深



貝原研人



宮武光宏



黒田武志



楠田光代



竹本亮代



武田龍夫代



田中博史代



矢野諭代



内山則之代



佐々木陽子代



木村真一代



谷川泰淳代



小野祐二<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

布田洋史<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

足立恭二<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

荒川一郎<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

忠内巖太<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

熊谷和宣<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

小野雅士<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

齋藤哲也<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

藤原弘成<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

鈴木健之<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

森野央士<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

樋口新治<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

大瀧拓馬<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

加藤彰二<sup>玄武</sup><sub>代</sub>

池田 健太郎



住田 博 正



東 海 斗



京 藤 雄 太



田 口 周 平



細 川 成 己



大 塚 雄 介



福 島 正 也



川 原 佑 介



第1 はじめに	2
第2 被告国に規制権限不行使の違法が認められないこと	3
1 規制権限不行使の違法性判断の争点構造	3
(1) 経済産業大臣は、原告らが主張する措置を講ずるために行使すべきであつたとする規制権限を有していなかったこと	3
(2) 規制権限不行使の国賠法1条1項の違法性判断の基本的枠組み	4
2 予見可能性が認められないこと	4
(1) 予見可能性の対象及び程度	4
(2) 本件において原告らが主張する主要な知見によっても予見可能性が認められないこと	6
3 被告国は行政指導等により種々の措置を講じてきたこと	11
(1) 地震・津波対策について	12
(2) シビアアクシデント対策について	12
4 まとめ	13
第3 避難の相当性について	14

被告国は、本準備書面において、現段階における被告国の主張の要旨を述べる。なお、略語は従前の例によることとし、本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。

## 第1 はじめに

1 本件の主な争点は、経済産業大臣に規制権限不行使の違法性が認められるか否かである。

この点について、原告らは、経済産業大臣が、平成14年7月頃、平成18年9月頃、又は遅くとも平成21年6月頃までに、技術基準を定める省令62号の各規定（4条、5条、8条の2、33条4項、同条5項）に基づき、あるいはこれらを改正の上、電気事業法40条に定める技術基準適合命令を発令して、被告東電に対し、福島第一発電所の原子炉が地震及びこれに随伴する津波による全電源喪失等を回避するために必要な措置として、建屋への防潮堤の設置、建屋や非常用電源設備等の重要機器の水密化、配電盤等の電源設備の設置場所の多様化・分散配置、直流電源の確保、可搬式電源設備の配置等の措置を講ずるよう命じるべきであったのに、これを怠ったことが違法である旨主張する（訴状88、89ページ、原告ら第13準備書面、原告らの平成28年3月23日付け準備書面22）。

しかしながら、後記第2で述べるとおり、被告国に、原告らが主張するような規制権限不行使の違法性は認められない。

2 なお、本件で原告らは、包括的生活利益としての平穏生活権が侵害されたとして避難に伴う精神的苦痛に対する慰謝料の支払を請求し、年間実効線量1ミリシーベルトを超える地域からの避難には合理的根拠があり、原告らが避難を選択したことは相当因果関係が認められる旨主張する（原告らの平成27年1月19日付け準備書面8、平成27年6月30日付け準備書面15）。

しかしながら、後記第3で述べるとおり、原告らが主張する精神的苦痛に対

する慰謝料のうち、不安感や危惧感などにとどまるものは、福島第一発電所事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえない。

## 第2 被告国に規制権限不行使の違法が認められないこと

### 1 規制権限不行使の違法性判断の争点構造

(1) 経済産業大臣は、原告らが主張する措置を講ずるために行使すべきであったとする規制権限を有していなかったこと

ア 規制権限不行使の違法が認められるためには、その前提として、当該規制権限が存在することが必要である（長谷川浩二・最高裁判所判例解説民事篇平成16年度（下）570ページ参照）。

イ しかしながら、以下のとおり、経済産業大臣は、本件事故以前において、原告らが主張する措置を講ずるために被告東電に対して行使すべきであったとする規制権限を有していなかった。

(ア) すなわち、炉規法及び電気事業法による段階的安全規制の体系の下において、経済産業大臣が技術基準適合命令により事業者に対し是正を命ずることができるのは、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関わらない詳細設計に関する事項についてである。しかしながら、原告らが被告東電に対して是正を命ずるべきであったと主張する各措置は、いずれも基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものであるから、経済産業大臣が、詳細設計に関する規制権限である省令62号を改正したり、技術基準適合命令を発令したりすることにより、是正を命ずることはその権限がなくできなかった（以上につき、被告国第7準備書面）。

(イ) また、原告らがシビアアクシデント対策として主張する各措置は、本件事故後に炉規法が改正される前は、そもそもシビアアクシデント対策は法規制の対象ではなかったので、これを法規制として規制する権限は

なかつた（被告国第6準備書面第3・7ないし15ページ）。

ウ なお、経済産業大臣が、本件事故以前において、原告らが主張する措置を講ずるために被告東電に対して行使すべきであったとする規制権限を有していなかつたことについては、原告らの平成28年3月23日付け準備書面22における主張等を踏まえ、今後、主張を補充する予定である。

## (2) 規制権限不行使の国賠法1条1項の違法性判断の基本的枠組み

仮に、経済産業大臣が、原告らが主張する各措置を省令62号の改正や技術基準適合命令を発令することにより是正することができるとして、経済産業大臣に規制権限が存在すると認められるとしても、作為義務違反が認められ、規制権限不行使が国賠法上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に限られるとするのが最高裁判所の判例である。そして、国賠法上の違法が規制権限の不行使も含めて職務上の法的義務違背と構成される以上は、違法性の判断に当たって考慮されるべき事情は、権限の不行使が問題とされた当時に存在し、認識できたものに限られるというべきである（以上につき、被告国第2準備書面）。

また、規制権限不行使の違法性を判断する際に、具体的な考慮要素として、まず予見可能性が存在することが不可欠であるところ、本件では、予見可能性が認められず（後記2）、さらに、被告国は行政指導等により種々の措置を講じていることからすれば（後記3）、被告国に規制権限不行使の違法性は認められないというべきである。

## 2 予見可能性が認められないこと

### (1) 予見可能性の対象及び程度

#### ア 予見可能性の対象

予見可能性の対象として、原告らは、損害発生の現実的危険がある事象

として、「福島第一原発 1 号機ないし 4 号機の敷地高である O. P. + 1 0 m を超える高さの津波（括弧内省略）が発生すること」であると主張する（原告ら第 9 準備書面 9 ないし 15 ページ）。

しかしながら、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであるから、その前提となる予見可能性の有無も、結果発生の原因となる事象について判断されるべきである。本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係で、被告国が規制権限を行使しなかったことの違法が問われているのであるから、予見可能性の対象も、原告らに対して損害を与えた原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来となるはずである。そもそも、地震及びこれに伴う津波により全交流電源喪失に至るか否か等の経過は、襲来する地震及び津波の規模（地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等）に大きく左右されるところ、原告らは、単に敷地高さを超える津波が到来したというだけで本件事故が発生したことを証するに足る具体的な主張立証をしていない（以上につき、被告国第 4 準備書面第 2・2 ないし 4 ページ）。

また、原告らは、原因事象を特定しないシビアアクシデントそのものが予見可能性の対象となるかのようにも主張するが、このような原告らの主張は、具体的な予見可能性を不要とするに等しく、最高裁判決によって確立された違法性の判断枠組みを誤るものであり、失当である（被告国第 6 準備書面第 2・3 ないし 7 ページ）。

#### イ 予見可能性の程度

また、予見可能性の程度について、原告らは、予見可能性が認められるためには、学問的な知見の確立を求めるることは誤りであり、「相応の権威をもつ団体や組織、もしくは学者等が発表・提唱したもの」があれば足り

ると主張する（原告ら第9準備書面19ページ）。

しかしながら、規制権限の行使は、被規制者に対する関係で見れば不利益を課すものであるから、その権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの具体的な法益侵害の危険性が認められなければならない。規制権限不行使に関する累次の最高裁判決においても、作為義務を導くのに必要な予見可能性の対象となる危険発生の程度については、科学的知見の形成、確立が必要であることが前提とされている。

しかも、本件のように、累次の最高裁判決の事案とは異なり、いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の行使が問題とされる事案については、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の予見可能性が必要というべきである。

（以上につき、被告国第4準備書面第3・5ないし18ページ）

（2）本件において原告らが主張する主要な知見によっても予見可能性が認められないこと

ア 本件地震とこれに伴う津波の特色

本件地震の規模は、マグニチュード9.0、本件地震に伴う津波の規模は、津波マグニチュード9.1というものであり、いずれも、世界の観測史上で4番目、日本の観測史上では最大の規模であった。そして、福島第一発電所1号機から4号機側の主要建屋設置エリアの浸水高（O.P.〔小名浜港工事基準面〕を基準とする浸水の高さ）は、敷地高さを上回るO.P. + 約11.5から約15.5メートルであった（以上につき、被告国第1準備書面第4の1・50、51ページ、被告国第5準備書面第2の2・5、6ページ）。

本件地震及びこれに伴う津波が、このような極めて巨大な規模であったことを前提に、以下では、原告らが主張する主要な知見によっても予見可能性が認められないことを述べる。

#### イ 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（平成9年3月）

平成9年3月に4省庁によって取りまとめられた「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」は、津波高さの傾向等について「概略的な把握」を行ったものにすぎず、その津波数値解析結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとは位置づけていないから、この報告書により予見可能性があったということはできない。

この点は、同報告書（甲B15号証の1）168ページに「津波高の傾向の概略把握が目的であること」、「本数値解析の結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとしては位置づけてはいない」ことが明記されていることからして、明らかである。

（以上につき、被告国第5準備書面第2の3(3)・7ないし14ページ）

#### ウ 津波評価技術（平成14年2月）

土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」は、原子力発電所における具体的な設計想定津波を求めるための評価手法を取りまとめたものである。

津波評価技術による設計津波水位評価の流れは、甲B第20号証の1・1-5ページの図のとおりであり、津波評価技術による設計津波水位の検討においては、パラメータスタディが実施される。パラメータスタディとは、海底地殻変動計算における断層モデルのパラメータを合理的な範囲で動かして、その結果がどれくらい影響するかを調べるというものである。津波評価技術では、こうしたパラメータスタディを行った中で最も大きな津波を設計想定津波としているため、これにより種々の誤差が考慮されている。

このような津波評価技術によって計算される設計想定津波は、平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっていることが確認されており、より安全側の発想に立って算出されるものであるが、福島第一発電所については、

被告東電が、平成14年3月に、津波評価技術に従って設計想定津波を計算したところ、O. P. +5. 4から5. 7メートルとされており（甲B第22号証9ページ），敷地高さ（O. P. +10メートル）を超えないものとされていた。

（以上につき、被告国第5準備書面第2の3(4)・14ないし18ページ）

## エ 長期評価（平成14年7月）

(7) 地震調査研究推進本部は、平成14年7月に長期評価を公表した。長期評価の内容は、甲B第4号証1ないし16ページのとおりであるが、同号証15ページを見れば分かるとおり、長期評価では「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」との領域が設定されている。そして、この領域では、過去に津波地震が3回発生しているとし、明治三陸地震と同様の津波マグニチュード（M t 8. 2前後）の地震が今後30年以内に20%程度の確率で発生するとされている（同号証13ページ表4-2）。

原告らは、このような長期評価の考えに従えば、福島県沖においても明治三陸地震と同様の津波地震が発生することが予測されていたのであり、このような長期評価の考えに従って被告東電が平成20年に行った津波試算によれば、福島第一発電所の敷地南側で敷地高さを超えるO. P. +15. 7メートルの津波が到来するとの結果が示されていたのであるから、これと同様の試算を平成14年に実施していれば、敷地高さを超える津波の到来が予見できた旨主張する（原告ら第9準備書面55ないし57ページ）。

(イ) しかしながら、長期評価は、太平洋沿岸の特定の場所に到来する津波高さを予測したものではなく、信頼性のある津波高さを予測する上で必要となる情報が示されたものでもなかった。

(ウ) また、長期評価において発生が予測された津波地震については、その

発生メカニズムが十分解明されておらず、長期評価が公表された後においても、松澤氏・内田氏らの論文（丙B第23号証）、都司氏の論文（丙B第24号証）及び石橋氏の論文（丙B第25号証）等では、長期評価と異なる見解が示されていた。

こうした点からすれば、長期評価の見解が地震学者の間の統一的な見解であったといえないことは明らかである。

そして、このような長期評価の見解は、我が国の防災対策を検討する中央防災会議により設置された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会においても採用されなかった。

(I) さらに、地震調査研究推進本部が平成15年3月24日に公表した長期評価の信頼度において、本件地震のようなプレート間大地震の発生領域や発生確率の評価の信頼度は「やや低い」と評価されていた。

そして、本件地震は、その規模及び発生領域のいずれから見ても、長期評価が想定していたものをはるかに上回るものであり、地震調査研究推進本部自身も、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」（乙D第2号証）において、本件地震について想定外であったとしている。

(オ) したがって、長期評価によっても予見可能性を認めることはできない。

（以上につき、被告国第5準備書面第2の3(5)・18ないし31ページ）

#### オ 溢水勉強会（平成18年1月～平成19年3月）

平成18年から平成19年にかけて行われた「溢水勉強会」は、津波が到来する可能性の有無や程度を検討したものではない。

同勉強会の資料（甲B第37号証2枚目）に、「O. P. + 1.4 m [敷地高さ (O. P. 13.0 m) + 1.0 m]」、「仮定水位の継続時間は考慮せず」などと記載されているとおり、溢水勉強会は、飽くまで仮定され

た水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が無限に継続したと仮定した場合の原子力発電所施設への影響を検討したものにすぎない。

したがって、溢水勉強会の検討結果をもって予見可能性を認めることはできない。

(以上につき、被告国第5準備書面第2の4(1)・33ないし50ページ)

#### カ 貞観津波に関する知見

西暦869年に到来したとされる貞観津波に関する知見については、平成14年までに発表された文献を見ても、福島第一発電所付近に到来する津波の規模に言及するものではなく、これらの研究に基づいて、被告国の予見可能性を認めることはできない(被告国第5準備書面第2の3(6)・31ないし33ページ)。

また、平成14年以降本件地震に至るまでの貞観津波に関する研究によつても、貞観津波について、その津波の高さを予測するために必要となる波源モデルは確立していなかった(被告国第5準備書面第2の4(4)・53ないし59ページ)。

#### キ その他の知見

そして、上記イないしカのほかに原告らが挙げる知見等によつても、福島第一発電所に到来した津波と同程度の津波の到来を予見することはできなかつた。

むしろ、本件地震後に発表された複数の見解(具体的には、①松澤暢「なぜ東北日本沈み込み帯でM9の地震が発生したのか?—われわれはどこで間違えたのか?」[丙B第39号証]、②水藤尚ほか「2011年(平成23年)東北地方太平洋沖地震に伴う地震時および地震後の地殻変動と断層モデル」[丙B第40号証]及び③政府事故調査委員会最終報告書[甲

A第2号証の2・303ページ以下])によれば、本件地震及びこれに伴う津波の発生又は到来を予見できなかつたことが明らかにされている。

(以上につき、被告国第5準備書面第2の4(2), 同(3), 同(5)・50ないし53, 59ないし63ページ)

#### ク 小括

以上のとおり、原告らが指摘する各種の知見は、いずれも被告国の予見可能性を肯定する根拠とはなり得ず、被告国の予見可能性を認めることはできない。このことは、本件地震後の報告からも裏付けられている。例えば、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告では、本件地震による「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。」「津波高が巨大となった要因として、今回の津波の発生メカニズムが、通常の海溝型地震が発生する深部プレート境界のずれ動きだけでなく、浅部プレート境界も同時に大きくずれ動いたことによるものであったことがあげられる」(乙D第4号証3ページ)とされているし、また、長期評価を公表した地震調査研究推進本部自身も、「宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖まで個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった」(乙D第2号証)としている。

なお、被告国が、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来を予見できなかつたことについては、原告らの平成28年2月3日付け準備書面19における主張等を踏まえ、今後、主張を補充する予定である。

#### 3 被告国は行政指導等により種々の措置を講じてきたこと

前記2(2)のとおり、原告らが主張する各種の知見によつても、被告国の予見可能性を認めることはできないが、さらに、被告国は、以下のとおり、法規

制の対象ではなかったシビアアクシデント対策も含めて、被告東電を含む電気事業者に対し、行政指導等により、種々の措置を講じていた。

#### (1) 地震・津波対策について

まず、地震・津波対策についてであるが、被告国は、確立した知見に至つておらず、予見可能性を肯定する根拠とはならない地震・津波に関する知見に対しても、念のため、これらを踏まえた対策を執るよう適切な行政指導を行っていた。

すなわち、被告国は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」の検討過程で、電気事業者の検討結果に対して、仮に2倍で津波高さを評価した場合の原子力発電所への影響及び対策を提示するよう求める要請を行った。

また、平成18年には、地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積等を踏まえて、耐震設計審査指針を改訂し、これに基づく耐震バックチェックの実施を電気事業者に指示している。なお、耐震バックチェックの作業は、当初の計画から遅れたが、それは、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震の発生を受け、同地震から得られる最新の知見を耐震安全性評価に適切に反映させる必要が生じたことによるものである。そして、被告国は、そのような状況においても、被告東電らに対して、早期に津波対策についての検討を行い、耐震バックチェックの最終報告書を提出するよう促していた。

さらに、被告国は、平成21年5月には、最新の科学的、技術的知見を収集し、原子力施設の耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことなどを目的として内規を定め、長期評価を含む地震調査研究推進本部による知見についても、念のため電気事業者において調査、収集し、原子炉施設の安全性評価に役立てるよう指導するなどしていた。

(以上につき、被告国第3準備書面第2・8ないし24ページ)

#### (2) シビアアクシデント対策について

また、被告国は、法規制の対象でなかったシビアアクシデント対策についても、種々の行政指導を行ってきた。

すなわち、平成4年7月、被告東電を含む電気事業者に対し、シビアアクシデント対策の実施を促す行政指導を行い、平成6年には、被告東電を含む電気事業者から提出を受けたアクシデントマネジメント検討報告書の技術的妥当性を検討し、おおむね平成12年を目途にアクシデントマネジメントの整備を促した。これを受け、被告東電は、平成6年から平成14年にかけて福島第一発電所のアクシデントマネジメントの整備を行い、平成14年にアクシデントマネジメント整備報告書を保安院に提出した。保安院は、被告東電を含む電気事業者から提出されたアクシデントマネジメント整備報告書についてその有効性を評価するとともに、被告東電を含む電気事業者に対し、代表炉以外の原子炉施設についても、速やかにアクシデントマネジメント策導入後の確率論的安全評価を実施した上でその結果を報告するよう求めた。保安院は、平成16年には、被告東電を含む電気事業者から提出された代表炉以外の確率論的安全評価の結果についても、その有効性を確認した。

このように、被告国は、法規制の対象でなかったシビアアクシデント対策についても、種々の行政指導を行ってきた。

(以上につき、被告国第3準備書面第3・24ないし38ページ、被告国第6準備書面第4・15ないし26ページ)

#### 4 まとめ

以上のとおり、被告国には、そもそも原告らが主張する具体的措置について、省令62号を改正し、あるいは、技術基準適合命令を発令することにより、被告東電に対し、これを是正させる規制権限はなかった。

この点をおいても、平成21年当時までの科学的知見に照らせば、被告国の予見可能性を認めることができないから、被告国に規制権限を行使すべき作為義務が生じることもない。

そして、このように、平成21年当時、原告らが主に依拠する長期評価の見解にも学者間で異論が唱えられ、原告らが主張するような津波に関する確立した知見が得られていないなどの状況においても、被告国は種々の行政指導を行ってきたことなどの事情を総合的に考慮すれば、被告国が規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価されることはなく、規制権限不行使の違法性は認められない。

### 第3 避難の相当性について

被告国は、年間積算線量20ミリシーベルトという低線量の放射線量を一つの基準として避難指示区域を設定し、これを踏まえて、中間指針等で避難指示等対象区域内の人々に対する損害の範囲に関する考え方を示している。

この点、低線量の放射線被ばくによる健康への影響については、内閣官房の低線量被ばくWGの報告書にも、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」（甲E共第61号証）とされているが、他方で、ICRP（国際放射線防護委員会）は、放射線防護の立場から、年間実効線量100ミリシーベルトを下回る低線量被ばくであっても、被ばく線量に従って直線的にリスクが増加するというLNTモデルと呼ばれる仮説を採用し、この仮説を基に放射線防護の要件等を定めている。しかしながら、ICRPは、科学的に証明されたものとして同仮説を採用したのではなく、同仮説を実証する十分な科学的知見がないことを踏まえつつ、飽くまで公衆衛生上の安全サイドに立った判断としてそれを採用したにすぎない。

また、健康に対するリスクの程度という観点からみても、例えば、喫煙による発がんリスクは年間1000～2000ミリシーベルトのリスクと同程度、肥満による発がんリスクは年間200～500ミリシーベルトと同程度、野菜

不足による発がんリスクは年間100～200ミリシーベルトのリスクと同程度とされており、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、日常生活においてごく普通に見られる生活習慣等に伴う発がんリスクと比べても低いものである。

このように、被告国は、100ミリシーベルト以下では発がんリスクの増加を証明することが難しいとされるものの、公衆衛生上の安全サイドに立って採用されたLNTモデルという仮説を基に、20ミリシーベルトという低線量の放射線量を一つの基準として、避難指示区域を設定し、これを踏まえて、中間指針等により損害の範囲についての考え方を示している。

そして、このような中間指針等の考え方によれば、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、相当因果関係は認められず、少なくとも、原告らが主張する慰謝料の根拠とする精神的苦痛のうち、不安感や危惧感にとどまるものは、福島第一発電所事故との相当因果関係の認められる損害として賠償の対象とはなり得ないというべきである。

(以上につき、被告国第8準備書面)

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	1	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	1	
福島第一発電所事故	福島第一発電所において原子炉から放射性物質が放出される事故	答弁書	1	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	3	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	6	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	8	
スリーマイル島原発事故	米国・スリーマイル島発電所事故	答弁書	10	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	10	
チェルノブイリ原発事故	旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故	答弁書	10	
日本版評価尺度	日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	12	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）	答弁書	12	

福島第二発電所	福島第二原子力発電所	答弁書	12	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	21	
SPEEDI	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	答弁書	30	
ERSS	原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	30	
国賠法	国家賠償法	答弁書	31	
長期評価	地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	答弁書	35	
バックチェックルール	原子力安全・保安院が策定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	答弁書	43	
昭和52年安全設計審査指針	原子力委員会が制定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	答弁書	47	
NRC	米国原子力規制委員会	答弁書	53	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	10	

省令 62 号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第 1 準備書 面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第 1 準備書 面	16	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和 41 年から昭和 47 年にかけて行った福島第一発電所 1 号機ないし同発電所 4 号機の各設置（変更）許可処分	第 1 準備書 面	21	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第 1 準備書 面	22	
昭和 39 年原子炉立地審査指針	昭和 39 年 5 月 27 日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第 1 準備書 面	24	
昭和 45 年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和 45 年 4 月 23 日原子力委員会了承）	第 1 準備書 面	24	
原子炉施設	原子炉およびその附属設備	第 1 準備書 面	27	
地震本部	地震調査研究推進本部	第 1 準備書 面	28	
平成 13 年安全設計審査指針	平成 13 年 3 月 29 日に一部改訂された安全設計審査指針	第 1 準備書 面	30	
平成 13 年耐震設計審査指針	平成 13 年 3 月 29 日に一部改訂された耐震設計審査指針	第 1 準備書 面	31	

針				
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決	第2準備書面	6	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決	第2準備書面	7	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決	第2準備書面	7	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
原告ら第1準備書面	平成26年4月15日付け準備書面1 (求釈明に対する回答等)	第2準備書面	7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面	13	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面	18	
その他の規制	日本薬局方からの削除や製造の承認の取	第2準備書	22	

措置	消しの措置以外の規制措置	面		
延宝房総沖地震	1677年11月の地震	第3準備書面	12	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第3準備書面	20	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第3準備書面	20	
原告ら第9準備書面	平成27年3月4日付け準備書面9(津波の予見可能性)	第4準備書面	1	
原告ら第13準備書面	平成27年5月12日付け準備書面13(被告国の規制権限不行使の違法性について(主張の整理))	第5準備書面	1	
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が平成14年2月に刊行した「原子力発電所の津波評価技術」	第5準備書面	15	
貞觀津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞觀地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	31	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第5準備書面	37	

浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第5準備書面	37	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第5準備書面	37	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第5準備書面	37	
技術基準	安全設計審査指針及び発電用原子力設備に関する技術基準	第5準備書面	45	
スマトラ沖地震	平成16年12月26日にインドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第5準備書面	51	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第5準備書面	53	
佐竹ほか（2008）	「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山本滋）	第5準備書面	54	
原告ら第12準備書面	平成27年5月12日付け準備書面12（SA対策に関する被告らの予見可能性）	第6準備書面	1	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第6準備書面	2	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第7準備書面	8	
原告ら第14準備書面	平成27年6月29日付け準備書面14（本件で侵害された利益）	第8準備書面	1	
1990年勧	国際放射線防護委員会（ICRP）が平	第8準備書	2	

告	成2年（1990年）に行った勧告	面		
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）が2007年に行った勧告	第8準備書面	2	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km圏内、福島第二発電所から半径10km圏内の区域）	第8準備書面	6	
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域）	第8準備書面	6	
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内	第8準備書面	7	
自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第8準備書面	8	

特に断らない限り答弁書とは平成26年2月25日付け答弁書を指す。

なお、正確性を期すため、従前の「基本用語」の記載を一部変更した。